## 総社市告示第3号

総社市新型コロナウイルス感染症感染拡大対策事業実施要綱を次のとおり定める。

令和3年2月3日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市新型コロナウイルス感染症感染拡大対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の感染拡大防止を目的として実施する、新型コロナウイルス感染症感染拡大対策事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市が感染症の感染を確認した事案による感染症の感染拡大防止のため、市長が事業の実施が必要と認めた者とする。 (事業の内容)
- 第3条 事業の内容は、感染症に係る診療及び検査(以下「診療・検査」という。)並びに宿泊施設に おける宿泊(以下「宿泊」という。)とする。
- 2 市は、対象者1人につき、次の各号に掲げる事業の区分ごとに定める額を負担するものとする。ただし、岡山県が助成等を行うこととなるものについては、この限りでない。
- (1) 診療・検査 診療・検査に要する費用の全額とし、1回の診療・検査につき25,000円を限度とする。
- (2) 宿泊 市長が宿泊に必要と認めた費用とし、1泊につき10,000円を限度とする。 (事業の実施方法)
- 第4条 市長は、前条の事業を実施するに当たり、あらかじめ事業を実施する機関(以下「実施機関」 という。)を指定するものとする。
- 2 市長は、対象者に対し、実施機関での事業の利用について通知するとともに、実施機関に対し、事業の実施について依頼するものとする。
- 3 依頼を受けた実施機関は、当該対象者に対し、事業を実施するものとする。 (請求)
- 第5条 実施機関は、事業を実施したときは、請求書に事業の実施内容が分かる書類を添えて、市長に 請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査の上、当該実施機関に対して当該請求額を支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。